

(1) 過大な営業行為の制限

<p>戸建て住宅の場合など、建物所有者と LP ガスの消費者が同一であれば、LP ガス料金に LP ガス消費に係る設備費用を設備料金として計上することは認められるとあるが、無償貸与も可能との解釈で良いか。</p>	<p>過大な営業行為に係る規律と 3 部料金制の徹底に係る規律は、全く別ものであるため、分けて考える必要がある。つまり、3 部料金制の徹底に係る規律の中において設備料金として計上できることが、過大な営業行為に係る規律違反ではないことの証明にはならない。</p>
<p>大方の LP ガス事業者が給湯器を無償で貸与している。国は、商取引上「無償は無償」と言うが、LP ガス事業は他業種と比べて粗利率が高いので可能である。このような場合、LP ガス料金が他の消費者と比較して高いといえないのであれば、問題ないのではないか。</p>	<p>過大な営業行為に係る規律と 3 部料金制の徹底に係る規律は分けて考える必要がある。まず、無償で給湯器を提供する行為について、これは取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案する必要があるが、過大な営業行為に係る規律に違反する可能性がある。次に、3 部料金制において、給湯器に係る設備料金を 0 円若しくは該当なしとする場合、通常、提供した設備の費用は、消費者から徴収する LP ガス料金を通じて回収されるものと考えられるので、真に設備料金が 0 円若しくは該当なしであるのか確認する必要がある。その際、たとえば、固定資産台帳や会計帳簿を確認することで、LP ガス料金から無償貸与された給湯器の費用が真に回収されていないことを確認する。</p>
<p>A 事業者が従前に消費設備に係る投資を行っていた賃貸物件で、施行後に B 事業者へガス供給業者が切り替わった際に、A 事業者が B 事業者に対して消費設備の残存価格を請求することは、LP ガス事業者の選択を不当に阻害する行為にあたるか。また、A 事業者が B 事業者に対し請求することが問題ない場合、B 事業者は改正後の為、消費者に対して設備費の請求ができないため、B 事業者がオーナーに対して設備費の請求を行うべきか。</p>	<p>A 事業者が B 事業者に対し、消費設備の買い取りを請求すること自体が直ちに過大な営業行為に係る規律違反となるわけではないが、仮に B 事業者が買い取ることにした場合、その金額等により総合的に判断する必要があるが、過大な営業行為に係る規律違反となる可能性がある。また、仮に A 事業者が無償での貸与や精算時の高額な買い取り条項、違約金規定などの制限となる条件を設けていた場合であって B 事業者がその条件を引き継いだ場合には、過大な営業行為に係る規律のうち、事業者の変更を制限するような規律違反となりうる。なお、</p>

	<p>建物の所有者が消費設備に係る負担を本来負うべきであると考える。</p>
<p>設備貸与を行う場合の契約書内容として、賃貸集合物件にLPガス供給権を設定してもよいか。また、LPガス事業者切り替え時等において高額でなければ、オーナーに対し、貸与した設備の残存価格を請求しても良いか。請求しても問題ないということであれば、その基準を示されたい。併せて、当該請求に係る表記はどのようにしたらよいか。</p>	<p>LPガス供給権という用語は不詳だが、仮にLPガスの供給を条件とした設備貸与の契約ということであれば、それが直ちに過大な営業行為に係る規律違反となるものではない。但し、LPガス販売契約の切替えを長期にわたって阻むことになっていないか否かは確認する必要がある。</p> <p>既存契約の廃止（解約）時の精算条項に基づく残存価格の請求自体は、契約に基づくもの、適正な対価であれば問題はない。請求額については、具体的な金額によりその基準を設けるものではないと考えているが、LPガス事業者の切替えを不当に制限するものではない等、対外的に根拠を持って説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるものである必要がある。</p> <p>残存価格の請求自体は、その時点でLPガス消費者との販売契約獲得を目的としない場合、又は過大なものではない限り、適正な対価であれば問題はない。</p> <p>オーナーへの請求に係る表記方法は今般の改正省令では規定されていない。</p>
<p>個々の営業行為について、客観的根拠により、過大な営業行為ではないと説明できるように準備しておく必要があるとのことだが、客観的な根拠による説明とはどのようなものを想定しているのか。</p>	<p>機器の貸付けなどの営業行為が行われる場合、その金額の妥当性を確認することとなる。金額の妥当性とは、例えば、当該機器の定価や仕入価格を確認することが考えられる。また、当該行為によりLPガス販売契約の切り替えを長期にわたって阻むことになるか否かも違反性を判断する一つの考慮要素となる。</p>
<p>「利益の供与」には設備の安値提供も含まれるが、この安値提供が過大な利益供与と判断される大まかな基準を教えてください。</p>	<p>取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案することとなるので、具体的な金額の水準は設けないが、例えば、当該行為によりLPガス販売契約の切替えを長期にわたって阻むことになるかどうかは一つの考慮要素となる。</p>
<p>粗品進呈として、米やビール、肉などをLPガス契約者にプレゼントすることは、過大な営業行為にあたるか。</p>	<p>粗品程度の米やビール、肉の提供であれば、通常商慣習の範囲内であると考えられる。他方で、消費者との契約確保を目的として、通常商慣習から見て、粗品とはい</p>

	<p>えない過大な利益を提供するような営業行為が行われた場合、当該行為によりLPガス販売契約の切り替えを長期にわたって阻むことになるか否か等を確認することとなる。</p>
<p>賃貸集合物件において、既存の設備貸与契約書にメンテナンス条件が付されている場合、規制の対象となるか。また、当該メンテナンス料金は、オーナー又は入居者（消費者）いずれから徴収するべきか。</p>	<p>令和6年7月2日より前に締結された契約におけるメンテナンス条件付貸与契約については、過大な営業行為に係る規律の対象とはならない。ただし、3部料金制の徹底に係る設備費用の外出し表示の対象となる。なお、過去に行われた営業行為であったとしても、それがLPガスの消費者に不利益をもたらす可能性に鑑みれば、そうした契約等については今後見直ししていくことが望ましい。</p> <p>基本的には、建物の所有者が消費設備に係る費用の負担を負うべきであると考えている。</p>
<p>取引適正化ガイドラインにおいて、2025年4月2日より前に締結済みのLPガス供給契約については、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されないとの記載があるが、それまでは設備投資が可能との認識でよいか。</p>	<p>令和7年4月2日より前に締結されたLPガス供給契約に基づく設備費用の徴収は3部料金制の徹底に係る規律との関係で問題とはならないが、当該設備投資が令和6年7月2日以降に締結された契約に基づき実施されたものであって、消費者との契約確保を目的として過大にされていると判断される場合には、過大な営業行為に係る規律違反となる。</p>
<p>新規分譲マンションの設備貸与契約条件の扱いは、戸建てと同様になるのか、賃貸集合物件と同様になるのか。</p>	<p>設備の貸与における過大な営業行為に係る規律は、戸建てであろうと、賃貸集合物件であろうと適用されるため、両者に違いはない。なお、一般消費者等と建物の所有者が同一の場合は、3部料金制への移行において消費設備費用の計上禁止の規定の適用はないが、分譲マンションについては、賃貸集合物件に近い要素も持ち合わせているため、個別案件毎に判断されたい。</p>
<p>賃貸集合物件における既存の設備貸与契約書の内容は、過大な営業行為に係る規律の対象外であるとの認識だが、契約期間を更新した場合の取り扱いはどのようになるのか。</p>	<p>契約の更新の時点で新規契約扱いとなり、過大な営業行為に係る規律等の対象となる。なお、過大な営業行為に係る規律違反に該当するか否かの判断にあたっては、新たに営業行為を行っているかが一つの判断材料になる。</p>

<p>LP ガス販売事業者の変更を制限するような条件を付した貸与契約・販売契約等変更を制限するような条件とは何か。高額な買取条項でなく一般的な価格による買取条項であって、対外的に根拠を持って説明できる場合には、問題ないか。</p>	<p>取引適正化ガイドラインに記載のとおり、契約の解除を一切若しくは長期間許容しない条件を設定することや月々のLPガス料金に照らして高額な違約金規定や買取条項を設定すること等を問題となりうる行為として列挙しているところ。ご質問のとおり、一般的な価格による買取条項であって、その妥当性について、対外的に根拠をもって説明できる場合には、LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結の禁止に係る規律違反とはならないものとする。</p>
<p>戸建住宅において、施行後、ガス配管及び消費設備を貸与し、設備費として計上するとともに、設備費支払期間を明示する予定だが、これはLPガス事業者の切り替えを制限するような条件付き契約締結に該当するのか。</p>	<p>設備料金の支払期間を定めることが直ちにLPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結の禁止に係る規律違反となるわけではないが、その提示された期間等が不当に消費者によるLPガス事業者の選択を阻害していると思われる場合には規律違反となる。また、戸建て住宅であっても、LPガス販売契約の獲得を目的として、過大な利益供与を行っていると思われる場合には、過大な営業行為に係る規律違反となる可能性がある。</p>
<p>当該規制に係る取締りはどの機関が行うのか。また、LPガス事業者の違反の証拠を掴む為に帳簿を確認する場合、当該書類を確認する権限は持っているのか。</p>	<p>当該事業者を所管する規制当局（国又は地方自治体）が監督・指導等を行う。液石法に基づく立入検査は「～この法律の施行に必要な限度において、その職員に、～帳簿、書類その他の物件を検査させ、」と規定されており、当該事業者の帳簿も当然に検査対象となる。</p>

(2) 三部料金制の徹底

<p>賃貸物件で、2025年4月2日以前の「既存契約者」であるが、施行日後以降賃貸物件のオーナーが変更となった場合は、「既存契約者」も「新規契約者」扱いとなるのか。</p>	<p>LPガス事業者と一般消費者との間で締結するLPガス供給契約を令和6年4月2日以降に新規で契約する場合（契約の更新・変更を含む）には三部料金制の徹底に係る規制の対象となる。よって、オーナーチェンジやLPガス供給契約ではない別の契約（リース契約など）の締結・更新・変更により新規契約者扱いとなるものではない。</p>
<p>現在、リース契約を締結している消費者に対し、LPガス料金として基本料金、従量</p>	<p>液石法省令第16条第15号の7において、LPガス料金を一般消費者に対し通知する際</p>

<p>料金、リース料（ガス乾燥機やコンロ代など）を毎月請求しているが、三部料金制の徹底に係る規律適用後も当該運用で問題はないか。それとも、リース料はガス料金と分けて請求しなければならないのか。</p>	<p>には、基本料金、従量料金に加えて「消費設備の貸与等に係る費用（設備料金）」に整理して行うことを義務づけているため、LPガス料金としてリース料金を請求する場合には、消費設備の貸与等に係る費用（設備料金）として明示する必要がある。なお、LPガス料金とは別に消費者との貸与契約に基づくリース料金として消費者から徴収することを妨げるものではない。また、賃貸集合物件においては、新規契約者への設備料金は、原則として、設備料金は0円又は該当なしとする必要があることにはご留意をいただきたい。</p>
<p>今般の省令改正により、今後の新規契約における配管代は当該契約者が全額払うことになるとの理解でよいか。</p>	<p>今回の省令改正は、一般消費者等と建物の所有者が異なる場合の消費設備の貸与費用を一般消費者等からの徴収することを禁止するものである。なお、いわゆる「貸付配管」は、消費者によるLPガス事業者の選択を阻害しうるものであることから、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管を行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。</p>
<p>消費側配管の貸与をその費用をLPガス料金において徴収することは問題ないか。また、消費側定期交換品（低圧ホース等）の扱いはどのようなようになるのか。</p>	<p>戸建て住宅の消費配管については、有償貸与し毎月のLPガス料金における設備費用として徴収することができる。賃貸集合物件は、原則として設備料金をLPガス料金から徴収することができないため、消費配管費用についても徴収できない。低圧ホース等の定期交換品については、消耗品として、一般的にはそれ単体では貸与対象とならないと考えられるため、LPガス供給契約等に基づき、処理されたい。なお、消費配管の貸与等といった営業行為は、過大な営業行為に係る規律の対象となるので、その点にもご留意いただきたい。</p>
<p>既存契約における設備利用料は償却（回収）後0円としなければならないのか。</p>	<p>一般論として設備料金の設定方法の一つとして税法に基づく減価償却の考え方を引用することは合理的な設定方法ではあるが、液石法において設備料金の設定方法を定めるものではないため、LPガス事業者の責任においてその説明の範囲内で設備料金を設定されたい。なお、14条書面において、</p>

	LP ガス料金に含めて費用を回収するすべての設備について、その支払総額を記載する必要があることにも留意されたい。
既存契約における 14 条書面において消費設備の費用欄を月額 0 円又は空白としている場合、三部料金制に係る規律適用後は、毎月の請求書には設備利用料 0 円又は該当無しとの記載しかできないのか。	これまで無償貸与をしていたことを理由として、3 部料金制の徹底に係る規律の施行後において設備料金を徴収できないわけではないため、過去設置した設備部分を設備料金として外出し表示することが消費者への透明性確保につながるもの。一方で、仮に設備料金をこれまでの LP ガス料金に加えて新たに徴収するというのであれば、それは LP ガス料金の「値上げ」となるので、適用の 1 ヶ月前に消費者に通知するなど必要な手続きを取る必要がある。
三部料金制の徹底に係る規律適用後も従量料金だけのプランは許容されるか。	LP ガス料金は、自由料金であるため、消費者との相対交渉などにより個々の事業者の判断により自由に設計することができる。よって、その月の使用量のみにより LP ガス料金を構成する設計も可能である。他方で、令和 7 年 4 月 2 日以降は、基本料金・従量料金・設備料金の別に分け、料金を通知する必要があるため、該当の料金がない場合にも 0 円若しくは該当なしと記載し、通知することが求められる。
業務用・工業用の LP ガス供給契約にも三部料金制の徹底に係る規律が適用されるか。	液石法の対象となるのは、LP ガスを生活の用に供する一般消費者等であり、飲食店やなどの業務に使用されるものも含まれる。具体的な定義については関係法令により定めているので、確認されたい。
賃貸集合住宅においてガス警報器は基本料金に含めてよいか。	基本料金として徴収することも許容される。なお、基本料金として徴収するのか、設備料金として徴収するのかの判断は、個々の LP 事業者において判断されたい。なお、基本料金において徴収する場合、14 条書面の算定の基礎となる項目の内容において、基本料金にどのような費用が含まれるか簡明に記載する必要があることには留意されたい。
賃貸集合物件におけるガス警報器は基本料金に算入し、戸建て住宅は従量料金に算入することは認められるか。また、LPWA 機器	LP ガス料金は自由料金であるため LP ガス事業者の責任においてその説明の範囲内で料金設定されるべきであると考えますが、一般論として、従量料金においてガス警報器

<p>同様に設置世帯と未設置世帯の基本料金を別に定めてよいか。</p>	<p>を計上することには違和感がある。基本料金にガス警報器に係る費用を算入する場合において、設置世帯に適用する基本料金と、未設置世帯に適用する基本料金の2種類の料金を設定することは差し支えない。</p>
<p>設備費用を基本料金及び従量料金に含めていないことを客観的な根拠により説明するとは、どういった説明を想定されているのか。</p>	<p>賃貸集合物件において、オーナー等に対し、無償貸与等をしていないのであれば、当該事実が客観的な根拠による説明となる。また、オーナー等に対し、無償貸与等をしている場合であって、収入がLPガス料金のみである場合には、固定資産台帳等により、たとえば、当該設備が減価償却されているか否かを確認することを考えており、これにより設備料金として外出し表示すべき設備がある場合には設備料金として区分されるものとする。</p>
<p>賃貸集合住宅において、自社努力で給湯器等の設備を無償貸与したが、当該費用をLPガス料金として入居者（消費者）から徴収していない場合に、規制当局の立入検査時に客観的な根拠として、下記の書類等を準備することを考えているが、その良否を教えていただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物件ごとに基本料金の構成を表で示す 2. 帳簿による科目で資産でなく経費として処理されていることを示す 3. 仕入れ原価でオーナーに購入してもらったことを証する帳簿記録 4. 店主がポケットマネーで負担（支出）し、会社経理においてもそのように処理したことを証する帳簿記録 	<p>1. 2. については、仮に収入が消費者から徴収するLPガス料金のみである場合、消費者から費用を徴収していないとは言いつれないのではないかと。3. オーナーとの売買契約により、LPガス事業者が負担している設備費用がないのであれば、当該帳簿記録は客観的な根拠となる。4. ポケットマネーの原資が消費者から徴収するLPガス料金でない場合には、当該帳簿記録は客観的な根拠となる。</p>
<p>三部料金制の徹底に係る規律適用後、14条書面の再交付は必要か。</p>	<p>3部料金制に係る規律が適用される令和7年4月2日をもって、全ての既存契約分について、新たに14条書面を交付することまでは求めていないものの、当該事項は、LPガス料金の請求根拠に関わる重要なものであることから、一般消費者に対し通知等により丁寧に説明していくことが望ましいと考える。なお、同日以降に締結する新規契約等にあたっては、3部料金制であることがわかるよう、また、今般の省令改正内</p>

	容が反映された14条書面を交付されたい。
賃貸集合物件において「当販売店所有の消費設備等」にて給湯器を表記している箇所を削除又は変更する場合は、14条書面の取り交しが再度必要となるか。入居者（契約者）一人一人と再度書面を取り交わしていくとなると大きな負担となる。	液石法において定めているとおり14条書面の変更にあたっては書面による交付等が必要となる。ただし、その説明及び確認方法については工夫の余地があるものと考え